

【 検 査 】

319 心不全の疑いに対する連月の脳性Na利尿ペプチド（BNP）等の算定について

《令和6年10月31日》

《令和8年6月1日更新》

○ 取扱い

心不全の疑いに対する連月のD008「19」脳性Na利尿ペプチド（BNP）、D008「21」脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT - proBNP）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

脳性Na利尿ペプチド（BNP）又は脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT - proBNP）は、心不全の診断又は病態把握のために実施する検査である。心不全の疑いに対して、通常、初回検査で心不全の診断及び病態把握が可能であることより、その後の経過観察における連月の算定は、不必要と考えられる。

以上のことから、心不全の疑いに対する連月のD008「19」脳性Na利尿ペプチド（BNP）、D008「21」脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT - proBNP）の算定は、原則として認められないと判断した。

なお、連月ではない場合の妥当な算定間隔については、個々の症例ごとの判断とする。